

銚田・大洗広域事務組合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例

制定 令和3年4月28日条例第25号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第237条第2項の規定に基づき、財産の交換、譲与、無償貸付等に関し必要な事項を定めるものとする。

(財産の交換、譲与、無償貸付等)

第2条 財産の交換、譲与、無償貸付等については、銚田市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（平成17年銚田市条例第62号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。